

令和3年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人慶愛会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和3年10月12日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

<p>総評</p> <p>(1) 法人運営及び会計面について不適切な取扱いが見受けられたので、法令、定款等に則り適切な事務処理を行うこと。</p> <p>(2) 会計面について、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）を活用することが望ましい。</p>
--

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員会を招集する場合は、評議員会の日 の1週間（中7日間）以上前までに各評議員に 対して通知を発しなければならないところ、 1週間（中7日間）以上前までに通知を発して いなかった。</p> <p>については、評議員会の日 の1週間（中7日間）以上前までに各評議員に通知を発すること。</p> <p>（法第45条の9第10項により準用される一 般法人法第181条及び第182条）</p>	<p>今後、評議員会招集通知は評 議員会の日の一週間（中7日） 以上前までに行う。</p>
2	<p>理事会が監事の選任に関する議案を評議員 会に提出するに当たり、在任監事の過半数の 同意を得ていたことを確認できなかった。</p> <p>については、理事会が監事の選任に関する議 案を評議員会に提出するに当たっては、監事 が理事の職務の執行を監査する立場にあるこ とに鑑み、その独立性を確保するため、在任 する監事の過半数の同意を得なければならない ことから、同意書又は理事会の議事録への 記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p>（法第43条第3項により準用される一般法 人法第72条第1項）</p>	<p>「監事選任案に関する同意 書」を作成し令和3年6月19日 に提出する監事の選任議案につ いての追認を得た。今後は理事 会が監事の選任に関する議案を 評議員会に提出するに当たって は同意書にて監事の同意の事実 を示す。</p>

3	<p>理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間（中7日間）以上前までに各理事及び各監事に対して通知を発しなければならないところ、1週間（中7日間）以上前までに通知を発していなかった。</p> <p>については、理事会の日の1週間（中7日間）以上前までに各理事及び各監事に通知を発すること。</p> <p>（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第1項）</p>	<p>今後、理事会招集通知は評議員会の日の1週間（中7日）以上前までに行う。</p>
4	<p>理事長が会計責任者を兼務していたが、内部牽制機能を確保するためにも理事長以外の者を会計責任者とするよう会計事務の体制の見直しを検討すること。</p> <p>（留意事項1（1））</p>	<p>重要な人事にあたることから令和3年10月27日理事会にて、会計責任者の選任を行った。</p>
5	<p>人件費積立資産を積み立て目的以外に取崩すため、理事会の承認を受けているが、取り崩しの目的及び時期について理事会の承認を受けているとは見受けられなかった。</p> <p>については、積立資産を積み立て目的以外に取崩す場合には、目的、金額及び取崩の時期を明示して、止むを得ないものとして理事会で承認された場合とするように留意すること。</p> <p>（弾力運用局長通知3（2））</p>	<p>指摘事項に基づき、人件費積立金取崩しの目的及び時期について明記し、報告・承認を得た。今後は適正な手続を行う。</p>